

実施方針等に関する意見書

No	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	意見内容
1							提案書様式	前回の公募の際、提案書について、構成員及び協力企業の名称を記載した正本とこれを伏した副本の提出が求められましたが、応募者は2種類の様式を作成しなければならず、照合チェック等の作業負担が膨らみました。限られた時間内でより良いご提案をするため、可能な限り作業のウェイトを提案書内容の充実にあてたいと考えます。企業名称の記載については、記載するか伏せるかどちらか一方にしていただけないか、ご検討いただきたくお願いいたします。
2	実施方針	○	—	—	17	2、(5)、①	著作権	「選定された提出書類の著作権は本市に帰属する」とありますが、著作権法の原則として、著作権は作成者に帰属することとなっていることから、「著作権は応募者に帰属する」に変更いただきたくお願いいたします。「著作権が応募者に帰属する」とした上で、「ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。」といったたし書きを追記いただければ、落札者決定後の入札結果の公表やその後の事業の運営にも支障はないものと思われれます。 また、提案書類には民間事業者固有のノウハウや技術が含まれており、提案書の内容を市が自由に公開できるとされた場合、民間事業者独自の提案が困難になる恐れがあります。民間のノウハウと技術を駆使したより良い提案を可能とするため、提案書の公開に関しては、以下のような項目の別途追加をお願いいたします。「市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者からの提出書類(選定されなかった応募者からの提出書類を含む。)の一部を公開する場合があります。なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる等、公開されることにより著しく提案した応募グループの権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。」
3	実施方針	—	1	—	29		リスク分担表(※)	天災、戦争などによる物的・人的損害は不可抗力リスクと考えますが、※3において、当該損害に係る増加費用について「保険により填補される範囲を超えるものについて、その1/100相当額を事業者が負担」とあります。当該条件では、当該損害金額の予測は難しいため、保険料やリスクプレミアムのの上乗せによる提案価格の上昇が考えられます。事業者負担の上限が想定できる条件の方が事業者としてリスクを限定しやすくなると思います。
4	実施方針	—	○	2	35	2、(3)、⑥	光熱水費	光熱水費は利用者数の増減、ホール等の利用方法によって変動するもので、基本的にはコントロールできるものではありません。特に、新設の施設の場合、実績値がないことからその予測は難しいものになります。本事業では光熱水費は、民間事業者の負担とされており、また、改定方法は、供給会社による料金改定のみですので、施設の利用率が上がれば民間の負担が増えるため、利用時間を抑える負のインセンティブが働き利用率の低下が危惧されます。施設の利用率向上のため、光熱水費の民間負担の仕組みについては、再度ご検討いただきたくお願いいたします。
5	要求水準書(案)	—	5	—	16	Ⅲ-1-①	施設利用規則の決定	イベント企画型サービスの提案を検討する上で、市に支払う施設使用料を想定し、当該サービスの収支を検討しますが、施設使用料の想定が応募者間で異なる場合、公平性が担保されない恐れがあります。公平性を保つためにも施設使用料の想定をご提示くださいますようお願いいたします。
6	管理運営計画書(案)	○						昨年の実施方針公表時、管理運営計画書(案)は質問の対象外として回答をいただけませんでしたが、今回は質問回答をいただきたく、よろしく申し上げます。